

令和 7 年 10 月 1 日

取引先企業 各位

公立大学法人横浜市立大学

賃貸借契約約款（リース）の一部修正について（通知）

日頃より本法人の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、賃貸借契約約款（リース）において、参照の条項番号に誤りがあったため、下記のとおり一部修正を行いましたので通知いたします。

1 修正の概要

（賃借人の損害賠償請求等）第 26 条第 3 項において、違約金の支払い対象となる契約解除事由を示すために参照していた条項番号に誤りがあったため、正しい条項番号に訂正しました。具体的には第 26 条第 3 項(1)において、「第 21 条又は第 22 条」としていた部分を、賃借人による解除事由である「第 18 条又は第 19 条」に訂正しました。

正 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約が解除された場合。

誤 第 21 条又は第 22 条の規定によりこの契約が解除された場合。

2 備考

（１）すでに締結済みの契約につきましては、本通知の内容に基づき読み替えてご対応いただきますようお願いいたします。

（２）本修正は条項番号の訂正であるため、契約当事者の権利義務に実質的な変更を加えるものではありません。

【担当】

公立大学法人横浜市立大学

企画財務課企画財務担当

四宮・永木

（電話：045-787-2495）